# 大阪広域水道企業団水道事業の指定給水装置工事事業者は、 企業団の給水区域全域で給水装置工事を施工できます。

企業団では、**指定給水装置工事事業者について、令和5年4月1** 日から水道事業ごとではなく、企業団として1指定(企業団に統合した 水道事業で共通指定)として運用しています。

企業団 1指定 対象者 ◆企業団に統合した水道事業で新規指定を申請する事業 者は、自動的に1指定となります。

※企業団への統合に伴い府内市町村から指定を引き継ぐ場合も、1 指定となります。(1 指定への移行は手続き不要)

# 指 定 の 有効期限

#### ◆有効期限は5年

- ※企業団への統合に伴い府内市町村から指定を引き継ぐ場合は、現在の指定の 有効期限をそのまま引き継ぎます。
- ※なお、<u>複数の水道事業から指定を受けている場合</u>、指定の有効期限は複数の 指定のうち**最長の有効期限**となります。

#### 手数料

◆指定手数料:10,000円

◆指定更新手数料:10,000円

◆指定事項の変更に伴う指定証の再発行手数料:2,000円

# 受付窓口

◆指定、更新、変更及び指定証の再発行は、**ご希望される** 水道センター1か所で受け付けます。

※原則、窓口での申請としていますが、希望者に限り、郵送による申請も受け付けます。

(注意)給水装置工事の申込みは、従来どおり、給水装置工事を施工する地域の水道センターで受け付けとなります。 別地域の水道センターでは受付できませんので、ご注意ください。



※今後、企業団への統合団体が増加すると、給水区域も 増加します。



企業団1指定と複数の水道事業(統合予定団体)の指定を受けているA事業者の場合



企業団 1 指定や各水道事業ごとに 指定証を発行しています。 最長の有効期限

- ◆お手持ちの**最長の有効期限の指定証をそのまま使用できます**。
  - ◇新旧の指定番号は、読替えにより対応します。
  - ◇希望される方は、「大阪企第●●号」の指定証を再交付します。
    - ・指定証は、受付した水道センターの窓口又は郵送での交付となります。 ・再発行手数料は、2,000円です。
  - ◆再交付を希望されない場合、旧の指定証は、次回更新時に 受付した水道センターにおいて、新しい指定証と差し替えます。

# 手続について

## Q 1指定の手数料はどうなるの?

◆指定手数料 1件 10,000円 ◆更新手数料 1件 10,000円 ◆指定証の再発行手数料 1件 2,000円

### Q 次の更新時、受付はどこでできるの?

- ◆企業団の水道センターであれば、どこでも受付できます。
- ◆更新手続の書類をご希望される水道センター 1 か所に持参又は 郵送することで手続していただけます。
- ※原則、窓口での申請としていますが、希望者に限り、郵送による申請も 受け付けます。

## Q 給水装置工事申込みの受付はどうなるの?

- ◆<u>給水装置工事を施工する当該地域の水道センター</u>へ申込みを してください。
  - 例)藤井寺市内で給水装置工事を行う場合は、藤井寺水道 センターへ申込みが必要です。
- ※施行基準の一部が水道センターごとに異なりますので、ご注意ください。

## O 手続の様式はどこからダウンロードできるの?

◆企業団ウェブサイトからダウンロードできます。

様式は、こちらからアクセスできます。詳しい手続方法も掲載しています。





# 指定事項について

# Q 新しい指定番号や指定の有効期限はどうやって 確認するの?

◆企業団ウェブサイト掲載の指定給水装置工事 事業者一覧(名簿)で、確認できます。



名簿は、こちらからアクセスできます。

## Q 指定事項に変更がある場合は?

◆様式に必要事項を記入の上、必要書類を添えてご希望される 水道センター 1 か所へ提出してください。

# 指定証について

### O 新しい指定証が欲しい場合は?

- ◆希望される方は、様式に必要事項を記入の上、必要書類を添えてご希望される水道センター1か所へ提出してください。 ※指定証再発行手数料 1件 2,000円
- ◆なお、旧の指定証は新しい指定証と差し替えますので、併せて 水道センターへ提出してください。
- ◆郵送による交付を希望される場合は、様式に必要事項を記入 の上、返信用封筒、切手及び旧の指定証を同封して、水道 センターへ送付してください。
  - ◇指定証送付用封筒(定形外郵便 角形2号) 封筒に送付先を記入し、送付用切手180円添付
  - ◇納付書送付用封筒(定形郵便 長形3号) 封筒に送付先を記入し、送付用切手110円添付

#### 問合せ先及び受付水道センター

様式のダウンロ-

センター名		住所	電話番号
岸和田水道センター	〒596-0074	岸和田市本町6番1号(岸和田市役所別館2階内)	072-423-9590(直通)
八尾水道センター	〒581-0007	八尾市光南町一丁目4番30号	072-923-6308(直通)
富田林水道センター (水道お客様センター)	〒584-8511	富田林市常盤町1番1号(富田林市役所地下)	0721-20-6400(直通)
柏原水道センター	〒582-0016	柏原市安堂町1番55号(柏原市役所内)	072-972-1645(直通)
高石水道センター	〒592-8585	高石市加茂4丁目1番1号(高石市役所内)	072-275-6426(直通)
藤井寺水道センター	〒583-0027	藤井寺市岡一丁目1番1号(藤井寺市役所内)	072-939-1324(直通)
泉南水道センター	〒590-0521	泉南市樽井737番地	072-482-6551(直通)
四條畷水道センター	〒575-0051	四條畷市中野本町1番44号	072-876-6221(直通)
大阪狭山水道センター	〒589-0005	大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1(大阪狭山市役所内)	072-349-9413(直通)
阪南水道センター	〒599-0204	阪南市鳥取74番地の1	072-470-2155(代表)
豊能地域水道センター	〒563-0103	豊能郡豊能町東ときわ台一丁目2番地の3	072-738-3311(直通)
忠岡水道センター	〒595-0805	泉北郡忠岡町忠岡東一丁目34番地1号(忠岡町役場内)	0725-22-1122(代表)
熊取水道センター	〒590-0412	泉南郡熊取町希望が丘二丁目15番4号	072-452-0357(直通)
田尻水道センター	〒598-0091	泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1(田尻町役場内)	072-466-5012(直通)
岬水道センター	〒599-0303	泉南郡岬町深日2000番地の1(岬町第2庁舎内)	072-492-4140(直通)
南河内地域水道センター	〒583-0995	南河内郡太子町大字太子353番地の1	0721-98-5536(直通)